

J R 東海 労申第 3 5 号
2 0 2 0 年 4 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

新型コロナウイルス感染拡大による

日勤（自宅）指定時の取り扱いに関する申し入れ

会社は4月8日以降、新型コロナウイルス感染拡大により新幹線の乗務員職場において、一部の乗務員に日勤での自宅勤務を指定している。会社はこの日勤での自宅勤務の指定にあたり、「基本給、職務手当は減額しない」としていた。しかし、その後「自宅勤務が30日以上継続した場合の賃金等の取り扱い」として、職務手当について「支給が基本だが、30日以上継続する場合には支給しない」とする、労使間の団体交渉の議論を無視する掲示を掲出した。

賃金規程第105条の20・4項では「傷病等30日以上引き続いてその職に従事しない場合、その期間の職務手当は支給しない」としているが、新型コロナウイルス感染拡大による「日勤（自宅）」は「傷病等」には該当しない上、会社都合で「日勤（自宅）」を指定するのであるから、職務手当を支給することは当然であり、コロナウイルス感染症を理由とした賃金削減である。そして、全社員に関わってくる問題でもある。

従って以下の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 今回の取り扱いは就業規則、賃金規程、そして「新しい人事・賃金制度等」の見直しに関する労使間の議論を無視するものであるので、撤回すること。
2. 社員は、コロナウイルス感染症の感染リスク晒されながら感染予防に留意し、安全・安定輸送を担っている。コロナウイルス感染症に罹患（傷病）したとしても、職務手当を減額されるいわれはない。不安を煽る会社掲示は直ちに撤去すること。

以 上